

## 第5章 計画の推進

### 1 推進体制の確立

本計画を推進するためには、強固たる体制づくりが欠かせません。市民、スポーツ・レクリエーション関係団体、スポーツ指導者、専門家（スポーツ、医療など）、民間企業及び市の関係各課の連携を得るため協力支援の体制を構築し、各施策を推進していくことにより、本計画の基本目標、計画の指標の達成に努めていきます。

### 2 戸田らしさを活かした推進を

戸田市は、市民の平均年齢が38.7歳（平成21年1月1日現在）と埼玉県で一番若い市であり、都心に近く住みやすい地域性から人口も毎年増え続け、それに伴い児童数も増加するなど他の自治体とは異なる特色を持っています。

また、市の南西部に位置する、彩湖・道満グリーンパークと戸田ボートコースから荒川までのゾーンには水と緑に調和したスポーツ空間が広がり、ボート等の水上スポーツの他、多くの市民がウォーキングやジョギング、サイクリングと思えば思えばのスポーツを楽しんでいます。このように市民の皆さん一人ひとりが、首都圏にありながら自然豊かな環境の中でスポーツ活動を実践しており、生涯スポーツ都市宣言が目指す「パートナーシップでつくる 人・水・緑 輝くまち とだ」の実現に一役を担っています。

戸田市はこのような環境の良さと経済の活力を両立させながら、生活面でも快適に過ごせる持続可能な都市としての評価を受け、サステイナブル都市調査（平成19年12月日本経済新聞社）では全国3位に選ばれています。

本計画を推進するためには、こうした「戸田らしさ」の特色を踏まえ、その良さをさらに伸ばしていくことが必要となるものと思われます。そこで市民、関係団体のご意見を取り入れ、必要に応じ見直しを行いながら、計画の実現に取り組んでいきます。

# 資料編

## 戸田市スポーツ振興審議会条例

### (設置)

第1条 スポーツ振興法（昭和36年法律第141号。以下「法」という。）

第18条第2項に基づき、戸田市スポーツ振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、法第4条第4項及び第23条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの振興に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (5) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの振興に関すること。

### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、市長が任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を任命する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第28号) 抄

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## スポーツ振興審議会委員名簿

### 団体推薦委員

推 薦 母 体	役 職	氏 名	備 考
1 戸田市体育協会	会 長	永沼 逸郎	審議会会長
2 戸田市レクリエーション協会	理事長	山崎 雅俊	審議会副会長
3 体育指導委員連絡協議会	会 長	斎藤 健一	
4 戸田市スポーツ少年団	本部長	佐藤 征二	
5 戸田市青少年連絡協議会	会 長	牧 俊枝	
6 小中学校体育連盟	校 長	石井 雄一	美笹中学校校長
7 戸田市社会教育委員会	会長代理	和田 卓	

### その他委員

8 戸田市副市長	山田 一彦	
9 学識経験者	宮内 孝知	早稲田大学教授
10 市民（公募）	杉山 恵子	
11 市民（公募）	山田 良二	

## 戸田市スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 戸田市スポーツ振興基本計画の策定について必要な事項を協議し、計画の原案を作成するため、戸田市スポーツ振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会の委員は、市民生活部次長（文化スポーツ課担当）及び別表1に掲げる課の課長相当職、主幹相当職又は副主幹相当職にある職員で市長が指名する職員をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は戸田市市民生活部次長（文化スポーツ課担当）をもって充て、副委員長は委員の互選により決定する。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、説明又は意見聴取のため必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (任期)

第5条 委員の任期は、戸田市スポーツ振興基本計画の策定が完了するまでの期間とする。

### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、市民生活部文化スポーツ課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この要綱は、平成20年 4月22日から施行する。

2 この要綱は、戸田市スポーツ振興基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

別表 1 戸田市スポーツ振興基本計画策定委員会

職 名
市民生活部次長（文化スポーツ課担当）
総務部経営企画課
市民生活部コミュニティ推進課
福祉部障害福祉課
福祉部長寿福祉課
こども青少年部児童青少年課
都市整備部公園緑地課
教育委員会事務局学務課
教育委員会事務局指導課

戸田市スポーツ振興基本計画策定委員会

平成21年6月8日

所 属	役職名	氏 名	内線	備考
市民生活部	次 長	辰 口 文 義	4 2 4	
総務部経営企画課	主 幹	石 橋 功 吏	4 3 9	
市民生活部 コミュニティ推進課	副主幹	内 山 敏 哉	4 3 5	
福祉部障害福祉課	主 幹	小 山 吉 幸	2 8 3	
福祉部長寿福祉課	主 幹	岩 瀬 二 郎	421- 5333	
こども青少年部 児童青少年課	主 幹	野 口 茂	3 1 4	
都市整備部公園緑地課	主 幹	駒 崎 元 章	3 1 9	
教育委員会事務局学務課	課 長	寺 島 宏 則	3 3 7	
教育委員会事務局指導課	副主幹	梅 野 博	3 7 9	